

南砺市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭等利用支援事業

ひとり親家庭等を対象に、子育ての負担軽減と生活の安定を図るため、
南砺市ファミリー・サポート・センター利用料に使用できるサポート券を発行します。

(1) 助成の対象

市内に住所がある小学生以下の子どもがいる家庭で、次のいずれかの世帯に属する方

- ・ひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格を満たしている世帯
(母子家庭、父子家庭、養育家庭:所得制限あり)
- ・生活保護世帯
- ・市町村民税非課税世帯



(2) 助成内容

1枚150円相当のサポート券を発行します。

**※サポート券は、協力会員の方への支払額の1/2以内の金額分
について、利用ができます。**

(Ex.1時間の利用・・・600円支払

→サポート券300円分(支払額の1/2)利用+

現金での支払300円ができます。)

※毎年申請が必要です。使用期限は発行年度内となります。



区分	枚数	助成額
お子さん1人目	40枚	6,000円
お子さん2人目以降	20枚	3,000円

(3) 申請方法

- ・申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。
- ・審査、決定後、サポート券を送付します。

(申請に必要なもの)

- ・申請書 ※こども課に設置しています。
- ・ひとり親家庭等医療費受給資格証 等
- ・印鑑

(4) 問い合わせ・申し込み先

- ・南砺市教育委員会こども課(平日 8:30~17:00(火曜のみ 19:00))TEL23-2010
井波庁舎2階 南砺市井波520番地 (※6月~福光庁舎へ移転します。)

「手続きの流れ」と「ファミリー・サポート・センター事業の概要」は裏面へ

【手続きの流れ】

1 南砺市ファミリー・サポート・センターの依頼会員のうち、下記に該当する方
(※依頼会員になっていない場合は、事前に依頼会員の申込をしていただく必要があります。)

- ① ひとり親家庭等医療費助成制度の受給資格を満たしている世帯
(母子家庭、父子家庭、養育家庭:所得制限あり)
- ② 生活保護世帯
- ③ 市町村民税非課税世帯

2 「ファミリー・サポート・センターひとり親家庭等認定申請書」(様式第1号)に
下記の書類のいずれかを添えて市へ提出してください。

※公簿による確認の同意署名がある場合は、書類の添付は不要です。

- ① ひとり親家庭等医療受給資格証
- ② 生活保護受給証明書
- ③ 所得・課税証明書

3 市で書類の審査を行います。
認定決定(却下)通知書の送付

却下

認定却下の場合
助成を受けることができません。

決定 サポート券を送付

4 ファミリー・サポート・センター利用料をサポート券(+現金)でお支払いください。

【ファミリー・サポート・センター事業の概要】

★ファミリー・サポート・センターとは？

ファミリー・サポート・センターとは、ボランティアによる子どもの一時預かり制度です。研修を受けた保育サポーターがお子さんをお預かりします。子どもさんを預かりますよという[協力会員]と、子どもを預かってほしいという[依頼会員]との連絡・調整を行います。

<利用時間と料金>

時間	金額
概ね午前7時～午後7時	1時間 600円、30分 300円

<活動内容>

- ・預かり
- ・送迎
- ・育児補助 など

★ファミリー・サポート・センターのしくみ

事務局から条件や要望にあった会員同士をご紹介します。事前に顔合わせのうえ、活動に必要な打合せをしていただき、活動に入ります。

